

一 第1章 定数任用 一

大雪地区広域連合職員定数条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 9 号

(定義)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項の規定に基づき、職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 広域連合長の事務部局の職員 | 10 人 |
| (2) 議会の事務部局の職員 | 2 人 |
| (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 2 人 |
| (4) 監査委員の事務部局の職員 | 2 人 |

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。